

2022年2月8日

お客様各位

株式会社エクソル
商品本部

XSOL出力制御補償 補償規定の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、弊社のXSOL出力制御補償の補償規定に関しまして、下記のとおり規定の変更をさせていただきますこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

■ XSOL出力制御補償の運用開始背景

2015年1月26日、再生可能エネルギー特別措置法が改正され、新たな「出力制御ルール」の運用が開始されたことを受け、弊社が同年7月より、XSOL 出力制御補償（以下「本補償制度」といいます。）を開始してから約6年半が経過しようとしております。本補償制度は、法改正後の指定ルール（無補償、無制限で出力制御が要請される）案件であっても、お客様の売電収入損失を法改正前の旧ルール（無補償での出力制御上限30日/年の出力制御が要請される）案件と同程度に抑えることを目的とし、弊社は、これを超えた分を補償すべく本補償制度を開始いたしました。

本補償制度の開始時においては、旧ルールにおける出力制御による売電収入損失を、その日数から、年間の総発電量の約10%（30日/365日）とした上で、パワーコンディショナが定格出力100%を出力した場合の年間の総発電時間を1,000時間と見込み、その10%に相当する100時間を本補償制度の10kW以上、2MW未満のシステムに対する一律の免責時間と決めました。なお、10kW未満のシステムに対する免責時間20時間については、自家消費分を考慮しております。

■ 規定変更に至った背景

しかしながら、昨今、当初の想定を超える太陽光発電システムにおける過積載率の上昇に伴い、弊社が本補償制度の開始当初見込んだ、パワーコンディショナが定格出力100%を出力した場合の年間の総発電時間1,000時間を大幅に超える案件が増加しております。

ここにいう過積載率とは、 $(\text{太陽電池モジュールの総積載容量}) / (\text{パワーコンディショナの定格出力の合計})$ で表される指標のことであり、過積載率100%とは、太陽電池モジュール総積載容量がパワーコンディショナ定格出力の合計と同じ値であることを意味しています。

下表は、パワーコンディショナ定格出力49.5kWの太陽光発電システムにおける過積載率と年間の総発電量および総発電時間のシミュレーション結果の一例となります。なお、シミュレーションの結果は、地域や設置条件によって異なります。

過積載率	年間の総発電量	年間の総発電時間 (パワーコンディショナが定格出力100%を出力した場合)
100%	49,500kWh	1,000時間
150%	74,250kWh	1,500時間
200%	89,100kWh	1,800時間

昨今では、発電量や売電収入の増加などを目的として、過積載率200%を超える「スーパー過積載」と呼ばれる現象が決して珍しくない状況である等、本補償制度を開始した当初の想定を超える事象が発生しております。これに伴い、1システム当たりの年間の総発電時間（パワーコンディショナが定格出力100%を出力した場合）の増加により、より多くの出力制御が必要とされ、結果として、弊社が当初想定していた補償範囲を超えて出力制御が行われている案件が増加している状況でございます。

■ 規定の変更

以上より、弊社の対応可能な補償範囲の中で、弊社が本補償制度の開始当初意図した、各システムの年間の総発電量の10%を超える、電力会社の出力制御によって生じた売電収入の損失分の補償を行うべく、これまでの太陽光発電システムの容量に応じて、一律の免責時間を設けて補償する方法から、各システムの年間の総発電量に応じて補償する方法へ補償規定の変更をさせていただくに至りました。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 規定変更対象

システム容量が10kW以上、2MW未満である既にXSOL出力制御補償書が発行されている案件および今後発行予定のすべての案件

■ 規定変更内容

本補償制度における補償額の算出方法を以下のように変更いたします。これまでは、太陽光発電システムの容量に応じて、一律の免責時間としておりましたが、変更後の規定では、補償対象となる各太陽光発電システムに対し算出された弊社による太陽光発電システムシミュレーションにおける年間の総発電量の10%を超えて生じた出力制御による売電収入の損失分を補償します。なお、変更後においても、年間の総発電量の10%を超えた部分を補償する、という本補償制度の本質が変更される訳ではございません。

《規定変更前》

弊社は以下に定める免責時間を超えた場合にのみ、出力制御によって生じた売電収入の損失分を補償します。補償額を算出する式は以下のとおりです。

◎2020年3月以前に補償書がお手元に届いた方（※）

補償額＝調達価格×（出力制御時間×制御率－免責時間）×パワーコンディショナの定格出力

◎2020年4月以降に補償書がお手元に届いた方

補償額＝調達価格×{出力制御時間×(稼働率－制御率)－免責時間}×パワーコンディショナの定格出力

免責時間は以下のとおりです。対象システムの容量によって異なります。

- ・10kW未満のシステム：年間20時間
- ・10kW以上、2MW未満のシステム：年間100時間

※当初、弊社では、「制御率」は、電力会社が制御をかける率（お客様にとっては、制御によって損なわれる出力比率）と定義しておりましたが、出力制御が行われている九州電力の定義づけに倣い、2020年4月以降、電力会社が出力制御をかけた際の出力上限値（お客様にとっては、制御がかけられた結果、売電可能となる出力比率の最大値）と定義を変更しております。

《規定変更後》

①補償対象となる太陽光発電システムに対し算出された、弊社による太陽光発電システムシミュレーションにおける年間の総発電量の10%を超えて生じた出力制御による売電収入の損失分を補償します。補償額を算出する式は以下のとおりです。

補償額＝調達価格×{出力制御時間×(稼働率－制御率)×パワーコンディショナの定格出力－(弊社による太陽光発電システムシミュレーションにおける年間の総発電量の10%)}

※補償額を算出する式を構成する各項目に対する説明は以下のとおりです。

- ・調達価格：経済産業省が定めた一般電気事業者の買取価格で、お客様が接続契約をした時の1kWhあたりの金額をさします。
- ・出力制御時間：電力会社がパワーコンディショナに対して、出力制御をかけた時間をさします。この時間の最小単位は0.5時間となります。稼働率、制御率に変動があった場合は、最小0.5時間単位で算定対象期間内の「出力制御時間×(稼働率－制御率)」を積算します。
- ・稼働率：パワーコンディショナの定格出力に対するパワーコンディショナの実発電力の比率[%]をさします。この値は、小数点第3位以下切り捨てとします。
- ・制御率：電力会社がパワーコンディショナに対して、出力制御をかけた際の出力上限値[%]をさします。稼働率から制御率を差し引いた値が、出力制御によって生じた電力損失率となります。
- ・弊社による太陽光発電システムシミュレーションにおける年間の総発電量：太陽光発電シミュレーションは、弊社が算出し作成したもののみが対象となります。システム所有者もしくは販売店もしくは第三者によって算出されたものや、弊社が算出したものを修正または加工されたものは対象外となります。

②補償対象となる条件として、「電力会社からの遠隔制御が可能な通信機器を有する出力制御システムを完備した太陽光システムであること」を追加しております。(2017年12月以前に補償書がお手元に届いた方が対象となります。それ以降に補償書がお手元に届いた方には、すでにこちらの条件が追加されております。)

③補償対象外となる事項に、「電力会社との通信異常等、出力制御システムの異常により生じた発電量の低下による損失分」を追加しております。(2017年12月以前に補償書がお手元に届いた方が対象となります。それ以降に補償書がお手元に届いた方には、すでにこちらの事項が追加されております。)

④補償対象外となる事項に、「他の方法で電力会社より金銭的な補てんがなされた場合」を追加しております。(2020年3月以前に補償書がお手元に届いた方が対象となります。それ以降に補償書がお手元に届いた方には、すでにこちらの事項が追加されております。)

⑤補償対象外となる事項に、「ノンファーム型接続に対する出力抑制に起因する損失分」を追加しております。元々、本補償制度の対象外の事項となりますが、改めて明記いたします。

⑥弊社が補償を行うことが不相当もしくは困難と判断した場合、補償規定の変更または補償を行わないことがありますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

■ 効力発生日

2022年4月1日より本変更が適用されるものといたします。

■ その他

- ・弊社による太陽光発電システムシミュレーションをお持ちでない方は、お買い上げの販売店様へお問い合わせください。
- ・その他ご不明点等ございましたら、以下へお問い合わせください。

以上

株式会社エクソル

お客様ご相談窓口：0120-33-1139（受付時間 9：00～18：00 / 土日祝日を除く）

ガイダンス番号：2